

保育料金額表【令和5年9月以降】 ※3歳以上児の保育料は0円

令和5年9月より世帯内「第1子目の保育料の引き下げ（以下表のとおり）」と「第2子目以降の完全無料化」を実施。

各月初日の3歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料月額（単位：円）		
階層区分	定義	標準時間認定 保護者	短時間認定 保護者	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0	
B1	A階層を除き、要保護者等で当該年度分（4月から8月まで）にあっては、前年度分の市町村民税非課税世帯	0	0	
B2	A階層及びB1階層を除き、当該年度分（4月から8月まで）にあっては、前年度分の市町村民税非課税世帯	0	0	
C	A階層及びB階層を除き、市町村民税所得割合算額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満（均等割課税含む）	11,000	10,800
C*		48,600円未満（均等割課税含む） ※ひとり親世帯等	3,200	3,100
D1		48,600円以上 67,000円未満	15,600	15,300
D1*		48,600円以上 67,000円未満 ※ひとり親世帯等	4,400	4,300
D2		67,000円以上 97,000円未満	22,500	22,100
D2*		67,000円以上 77,101円未満 ※ひとり親世帯等	4,400	4,300
D3		97,000円以上 140,000円未満	30,200	29,600
D4		140,000円以上 169,000円未満	39,500	38,800
D5		169,000円以上 254,000円未満	45,800	44,900
D6		254,000円以上 301,000円未満	53,700	52,700
D7		301,000円以上 341,000円未満	60,100	58,900
D8		341,000円以上 397,000円未満	65,400	64,200
D9		397,000円以上	75,800	74,500

※認可保育所、認定こども園（保育部分）、家庭的保育事業等を利用する0歳クラス～2歳クラスの児童における世帯内**第1子目の保育料**。

※同一世帯に子どもが2人以上いる世帯は、世帯の収入や子どもの年齢に関わらず、世帯の中で年齢の高い順に数え、**第2子目以降の保育料は無料**。（北海道と小樽市独自施策による多子軽減）

※階層区分における「C*、D1*、D2*」はひとり親世帯等の金額。

「D2*」階層における、ひとり親世帯等の適用は所得割額77,101円未満まで。

（77,101円～96,999円は「D2」階層となります。）

※この表における「所得割」は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除等）を差し引く前の所得割額となります。